

指定感染症（新型コロナウイルス感染症）に関する補償について

以下の特約を付帯されていることも向け保険につきまして、指定感染症（新型コロナウイルス感染症）を補償対象とする商品改定を実施いたしました。

A 対象について

（１）対象となる保険約款・特約

こども総合保険における特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」補償特約

※次の商品に付帯されています。園児総合保険、小学生総合保険、中学生総合保険、高校生総合保険、学生のための総合保険（延長タイプを含む）、いつでもどこでも【ケガ・賠償保険】

（２）補償対象となる方

こども向け保険の当該特約を付帯された保険契約にご加入の全被保険者さま

（３）適用時期

新型コロナウイルス感染症が「指定感染症」に指定された 2020 年 2 月 1 日に遡及して適用し、同日以降に発病した場合において、有効であった保険契約について対象といたします。

* お客さまによる契約変更手続きの必要はございません。

* 本改定に伴う追加保険料はございません。

B 改定の内容__特定感染症危険補償特約の改定

「感染症法*における一類感染症から三類感染症」を補償対象としている商品につきましては、感染症法における「指定感染症」である新型コロナウイルス感染症は補償対象外ですが、「政令により一類感染症から三類感染症と同程度の措置が講じられている指定感染症」についても特定感染症の範囲に含めることにより、新たに保険金の支払対象といたします。

現行（改定前）	改定後
感染症法*における一類感染症、二類感染症 または三類感染症が補償対象	感染症法*における一類感染症、二類感染症または三類感染症に加え、「 <u>政令により一類感染症から三類感染症と同程度の措置が講じられている指定感染症</u> 」についても補償対象

*感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

チューリッヒ保険会社

2020年7月

WW200709-1